2 投資先の概要	⑴ 名称及び所在地（該当分に○）	イ　上記１に同じ　　ロ　その他（具体的に記入すること。）	
	⑵ 資本金（取得後）		
	⑶ 事業内容		
3 取得の時期等	⑴ 取得する証券	取得の対価	
		種類（該当分に○）	イ　株式・出資の持分　・設立・増資・発行済
			ロ　社債（普通・転換）
			ハ　その他（具体的に記入すること。）
	⑵ 取得年月日		
	⑶ 支払年月日		
4 報告の根拠		イ　出資比率10%以上　　ロ　経過措置	
5 その他の事項			

（記入要領）

１　西暦により記入すること。

２　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

３　「１　取引の相手方」欄中「⑵　住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

４　「２　投資先の概要」欄中「⑴　名称及び所在地」欄の所在地には、国又は地域名も記入し、「⑵　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑶　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。

５　「３　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。

６　本報告書は原則として本省令第10条第１項第１号に掲げる資本取引（10%以上の出資比率（完全子会社と合算した場合を含む。）の投資先の株式取得等）について報告する場合に使用し、その場合には、「４　報告の根拠」欄は、イに○印を付すこと。外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（平成23年財務省令第18号）附則第２条第１項の規定に基づき、当分の間の経過措置として承認金融機関等が10%未満の出資比率の投資先の株式取得等について報告する場合には、当該欄は、ロに○印を付すこと。

７　「５　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。

８　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第十七を次のように改める。

別紙様式第十七

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する報告書

財務大臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

1 投資先の概要	⑴ 名称	
	⑵ 所在地	
	⑶ 資本金	
	⑷ 事業内容	
2 取引の内容・実行時期等	⑴ 金額	
	⑵ 契約年月日	
	⑶ 貸付年月日	
3 その他の事項		

（記入要領）

１　西暦により記入すること。

２　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

３　「１　投資先の概要」欄中「⑵　所在地」欄には、国又は地域名も記入し、「⑶　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑷　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。

４　「２　取引の内容・実行時期等」欄中、「⑴　金額」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

５　「３　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。

６　本省令第５条に掲げる資本取引（完全子会社と合算して10%未満の出資比率の投資先への貸付け等）については本報告書の提出を要しない。

７　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

（日本工業規格Ａ４）